

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、呉市から、広島圏都市計画地区計画（呉新世紀の丘住宅団地地区、苗代工業団地地区、三条・海岸、栄町周辺地区、宮が迫ニュータウン地区、シーサイドヒルズ瀬戸見地区）の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦